

## ガスメーターのガス遮断機能と復帰操作の手順

### ◇ガス遮断機能

ガスを安全にお使いいただくために、ガスメーターにはマイコン制御によるガス遮断機能が組み込まれております。次のような場合にガスを自動的に遮断します。

- ガス漏れなどにより、ガスが異常に流出したとき
- 機器の消し忘れなどによりガスを連続で長時間使用したとき  
**〈連続使用で遮断に至る時間の目安〉**
  - ・大型給湯器（24号以上）は、約20分
  - ・大型給湯器（20号以下）は、約40分
  - ・ふろ釜、小型湯沸器、床暖房室外機 は、約140分
  - ・FFストーブは、約260分
  - ・ガスコンロ、ガスストーブ・ファンヒーターは、約720分（12時間）
- 感震器が大きな地震を検知したとき
- ガスの圧力が低下したとき

### 復帰操作の手順

ガス遮断機能が働いた場合は、ガスメーター上部の赤いランプが点滅します。ガス漏れの可能性もありますので、はじめにガス臭くないか十分確認し、ガス臭くないときは次の手順で復帰の操作を行ってください。

①機器栓を閉じるか運転スイッチを切り、すべてのガス機器を止める。	②復帰ボタンのキャップをはずす。
③復帰ボタンを奥までしっかり押してから指を離す。赤ランプが再び点滅します。	④約3分待つ。この3分間でガス漏れの有無を確認し、異常がなければ点滅が消えてガスをお使いになれます。

※上記の操作でガスが復帰しない場合や、赤ランプの点滅が消えない場合は、ご連絡ください。  
 〓ガス事業課保安班 ☎(72) 1131

市営ガスは、**家計にも環境にもやさしい県産天然ガス**を供給しています。  
 (供給しているガス種は12Aです。)

## リサイクル回収倉庫での食品トレイ回収を終了

スーパーなどによる店頭回収の浸透・拡大などに鑑み、3月31日(火)をもって食品トレイの回収を終了します。

今後は、店頭回収場所に持ち込みいただくようお願いいたします。

なお、新聞、段ボール、洋服、雑誌、雑がみなどの資源物、蛍光灯類、電池類については、引き続き回収していますのでご協力をお願いします。

〓地域づくり課環境対策班

☎(70) 0386



▲店頭回収実施店舗  
 (市ホームページ)

## 3月は電池類の収集月

### ◇電池類の出し方

- ・+-の両極にセロハンテープを貼るなどして絶縁処理
- ・中身の見える袋に入れる
- ・収集日の8時までに出す



### ◇収集日以外は回収ボックスをご利用ください

- ▶設置場所＝市役所、保健文化センター、中央公民館、中部コミュニティセンター、白里出張所、農村ふれあいセンター

〓地域づくり課環境対策班

☎(70) 0386

## 3月のごみ収集日

1月の可燃ごみの量 目標：902トン 実績：802トン(目標達成!)  
 3月の目標：902トン  
 ※年間目標達成のためには1人1日当たり45g以上のごみを減らす必要があります!

〓地域づくり課環境対策班  
 ☎(70) 0386

地区名	ビン・ガラス	金属類	カン	ペットボトル	可燃ごみ	蛍光灯	電池類
金谷郷（1区・2区・3区・4区・5区・杵掛・旧駅前のうちJR東金線より西側地区）・餅木・大竹・季美の森南・大網（南町のうちJR東金線より西側地区）・北吉田・桂山・九十根・長国・下ヶ傍示・細草・清水・二之袋	4日(水)	18日(水)	11日(水) 25日(水)	毎週(金)	毎週(月)(水)(金)	祝日・振替休日 も通常通り回収を行います。	10日(火)
大網（笹塚・前島・長峰・竹の下・道塚・北の谷・宮谷・内谷・前島団地・前島区内町内会・新堀・本宿と新田のうちJR東金線より西側地区・沼向・双葉区・福田のうち県道山田台大網白里線より北側地区）・県道山田台大網白里線より北側の（柿餅・北飯塚・木崎・星谷）・小西・養安寺・北横川・山口・みどりが丘・上貝塚・清名幸谷・上貝塚柿餅入会地・上谷新田・富田（北）・富田（東）・柳橋	5日(木)	19日(木)	12日(木) 26日(木)	毎週(木)	毎週(月)(水)(金)	祝日・振替休日は収集しません	12日(木)
永田・ながた野・小中（平沢）・萱野・砂田・神房・北今泉・南今泉（県道山田台大網白里線より北側地区）	6日(金)	19日(木)	13日(金) 27日(金)	毎週(月)	毎週(火)(木)(土)	祝日・振替休日 も通常通り回収を行います。	11日(水)
大網（浜宿・新宿・南町また本宿と新田でJR東金線より東側地区・福田のうち県道山田台大網白里線より南側地区）・金谷郷（JR東金線より東側地区）・仏島・みやこ野・経田・駒込（15区のうちJR外房線より東側地区および大あみハイツ）・東駒込・南飯塚・南横川・弥幾野・県道山田台大網白里線より南側の（柿餅・北飯塚・木崎・星谷）・富田（南）・わらび台	3日(火)	17日(火)	10日(火) 24日(火)	毎週(火)	毎週(月)(水)(金)	祝日・振替休日 も通常通り回収を行います。	12日(木)
南玉・池田・駒込（7区・15区のうちJR外房線より西側地区）・みずほ台（みずほ東自治会含む）・小中（小中・宮崎）・四天木・四天木甲・四天木乙・南今泉（県道山田台大網白里線より南側地区）	2日(月)	16日(月)	9日(月) 23日(月)	毎週(水)	毎週(火)(木)(土)	祝日・振替休日 も通常通り回収を行います。	11日(水)

## 令和8年度 ごみ収集カレンダー を配布します

ごみ収集日の年間予定や分別方法が掲載されていますので、ご活用ください。

### ◇区・自治会の回覧

▶配布時期＝3月中

### ◇市内各公共施設

▶配布時期＝3月23日(月)～  
 ※市ホームページにも掲載予定。

〓地域づくり課環境対策班

☎(70) 0386

広告欄

## こちらは消費生活センターです！

### 有料老人ホームの退去時トラブル

#### 〈事例1〉

6年入居した有料老人ホームを退去するにあたり、前の住人の時から傷ついていた箇所の修繕費を求められて納得できない。(70代)

#### 〈事例2〉

母が入居して2年で有料老人ホームを退去したが、修繕費で約20万円とカーテンクリーニング費用を請求された。母が汚すこともないし、何か壊したこともないのに高額な請求に納得いかない。(70代)

#### 〈ひとことアドバイス〉

原則として一般的な賃貸住宅と同様に、年月の経過による損耗や通常の使い方をしていても発生する汚れやキズなどの修繕費用については、入居者が費用を負担する必要はないと考えられます。ただし、契約書に費用負担についての特約があり、事業者との間で内容に合意している場合は、特約に従うことになります。退去時のトラブルを避けるため、入

居の際は「契約書」、「重要事項説明書」などの内容を家族と共によく確認しましょう。また、入居時には事業者の立ち合いのもとで室内の状況を確認しましょう。

納得できない費用を請求された場合には、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」に示されている基準を参考に、運営事業者側に説明を求め、費用負担について話し合いましょう。困ったときは消費生活センターにご相談ください。

(参考資料：国民生活センター 見守り新鮮情報 第531号より)

### ◇消費者ホットライン

▶相談電話＝☎188

### ◇市消費生活センター

▶相談電話＝☎(70) 0344

※相談日時などは11面に掲載。

〓地域づくり課市民協働推進班

☎(70) 0342